

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 一九九
 - 一般廃棄物処理施設設置の許可申請があつた件 一九九
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二〇〇
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があつた件 二〇〇
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があつた件 二〇〇
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があつた件 二〇〇
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があつた件 二〇〇
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があつた件 二〇〇
 - 地籍調査の成果について認証した件二件 二〇一
 - 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 二〇一
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二〇一
 - 道路の区域を変更した旨通知があつた件二件 二〇二
 - 道路の区域を変更する件二件 二〇二
 - 道路の供用を開始する件二件 二〇三
 - 公有水面埋立てについて竣功を認可した件 二〇三
 - 都市計画を変更した件三件 二〇四
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 二〇五
 - 肥料の登録した件 二〇六
 - 肥料の登録の有効期間を更新した件 二〇六
 - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 二〇七
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二〇七
 - 随意契約の相手方を決定した件 二〇八

福島県教育委員会教育長
○公金の徴収事務を委託した件

告 示

福島県告示第二百五十七号

1 平成二十七年六月一日から同月三十日まで資格（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する、警戒区域等（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内にのみ支店があつた法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日）をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とすることができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）第二の第二号中「西暦における奇数年（以下「奇数年」という。）の一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌々年の」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号（中）「奇数年の一月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の」とあるのは「平成二十九年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわ

らず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件（平成二十四年福島県告示第四百二号）による改正前の五十九号告示（以下「改正前告示」という。）第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

- 3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、改正前告示第四の第二号(五)中「国際標準化機構が定める規格（以下「国際規格」という。）ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）、平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害をいう。）、平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）又は平成二十六年二月豪雪（平成二十六年二月八日から同月十七日までの間に発生した降雪をいう。）をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績、建築物の応急危険度判定士の派遣の実績又は福島県土木部から感謝状の贈呈を受けた実績」と、改正前告示第六の第一号(ア)中「国際規格ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日（第二号(五)にあつては、平成二十七年一月一日）」とする。
- 5 五十九号告示第四の第二号(四)の規定については、第一項の規定により平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対してもこれを適用する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

（入札監理課）

福島県告示第二百五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項

の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十七年四月十日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所 所長 関谷 毅史
福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階
 - 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県南相馬市小高区蛭沢字笠谷二十六番一ほか十七筆
 - 三 一般廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
 - 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
災害廃棄物
 - 五 申請年月日
平成二十七年四月一日
 - 六 縦覧場所
 - 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
 - 2 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - 3 南相馬市市民生活部生活環境課
 - 4 福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地
 - 5 浪江町ふるさと再生課
 - 6 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二
 - 7 浪江町二本松事務所総務課
 - 8 福島県二本松市北トロミ五百七十三番地
- （一般廃棄物課）

福島県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	石川町地域 包括支援セ ンター	事業所の所在地	石川郡石川 町字渡里沢 三七一五	事業者の名称	石川町	事業者の主たる 事務所の所在地	福島県石川郡石 川町字下泉一五 三一二	指定年月日	平成二十七年 二月一日	サービスの 種類	介護予防 支援
--------	-----------------------	---------	------------------------	--------	-----	--------------------	---------------------------	-------	----------------	-------------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	ケアプランあい づ	事業所の所在地	会津若松市西栄町 七一九	事業者の名称	株式会社 ケアプラ ンあいづ	変更前	福島県会津若 松市南千石町 三一四	変更後	福島県会津若松 市西栄町七一九
--------	--------------	---------	-----------------	--------	----------------------	-----	-------------------------	-----	--------------------

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 事業者の主たる
--------	---------	-----------------

事業所の名称	ケアプランあい づ	変更前	会津若松市南千 石町三一四	変更後	会津若松市西栄 町七一九	名称	株式会社 ケアプラ ンあいづ	事務所の所在地	福島県会津若松 市西栄町七一九
comくらぶ	同	市宮町 五十四七	同	市中央 三一一五メ ゾン山惣一〇二 号	同	有限会社 希星	同	市宮町五十四七	
すかがわ岩瀬農 業協同組合ふれ あいヘルパース テーション	同	須賀川市大桑原 字地山八	同	須賀川市卸町五 一	同	すかがわ 岩瀬農業 協同組合	同	県須賀川市 大町八五	
JAすかがわ岩 瀬指定居宅介護 支援事業所	同	同	同	同	同	同	同	同	

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	グループ ホーム絹 の郷	事業所の所在地	伊達郡川 俣町宮町 四七一一	事業者の名称	株式会社 エコ	事業者の主たる 事務所の所在地	福島県郡山市喜 久田町卸一一一 一七一一	廃止年月日	平成二十七年三月三 一日	サービスの 種類	認知症対 応型共同 生活介護 介護予
--------	--------------------	---------	----------------------	--------	------------	--------------------	----------------------------	-------	-----------------	-------------	-----------------------------

防認知症 対応型共 同生活介 護

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
グリーンライト訪問看護ステーション	福島市飯坂町湯野字梁尻一	社会福祉法人福島福祉会	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻一―一	平成二十七年三月一日	訪問看護 介護予 防訪問看護

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
須賀川市
- 二 成果の名称
須賀川市江花の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
いわき市
- 二 成果の名称
いわき市三和町上永井の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百六十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の所在地	登録年月日
福島県五 六六	株式会社グリー ンラボ 西白河郡矢吹 町牡丹平二五 番地三	種穂の採取、幼 苗の育成、幼苗 以外の苗木の育 成	西白河郡矢吹町 牡丹平二五番地 三	平成二十七年三月二 五日

(森林整備課)

福島県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
四條嘉明 鈴木清子
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年福島県告示第四十四号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 夏目勘左工門 戸田亀治 戸田甚太郎 根本伊之八 佐藤藤三郎 山城与平治 山城長吉 山城辰吉 山川勘左工門 新妻梅五郎 渡辺萬作 渡辺駒吉 樋田庄左エ門 柳井半治郎 新妻マス子 佐川トシ 高橋テツ 茗花正夫 豊島榮 根本末二 茗花高次郎 谷平一夫 佐藤英樹 渡邊行英 猪狩久一 影井利八 影井勇次郎 影井寅之助 夏目勘三郎 夏目治平 戸田亀治 戸田元治 戸田新之助 戸田長作 根本千代吉 根本善作 根本惣吾 根本房五郎 根本栄太郎 根本源次郎 根本準 根本竹七 根本善吉 根本義政 根本金三郎 根本金之助 根本鶴吉 佐藤伝 佐藤安吉 佐藤藤三郎 佐藤重治 山城勘治 山城安四郎 山城定吉 山城辰吉 小川勘左工門 新妻栄治 新妻梅五郎 新妻源五郎 新妻福次郎 新妻辰恵 新妻邦次郎 水野谷義明 水野谷辰吉 猪狩清助 渡辺初太郎 渡辺和助 渡辺市三郎 渡辺常松 渡辺末藏 渡辺熊五郎 渡辺芳之助 渡辺萬作 樋田要右工門 樋田鶴之助 柳井末次郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年福島県告示第七十二号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第二百六十九号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十七年三月二日付で東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局福島河川国道事務所及び福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字五 東刈三番一地从先から 同 市霊山町下小国字 山岸一三番一地从先まで	変更前	A 七・〇〇 B 六三・七〇	一四、一五六・〇
		変更後	A 七・〇〇 B 六三・七〇 二八七・二〇	一四、一五六・〇 一一、一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十六年十二月十九日付で東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局福島河川国道事務所及び福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町下小国字 力持四一番一地从先から 福島市岡部字大蔵二番 一地从先まで	変更前	A 九・〇〇 B 五七・〇〇	一〇、三二八・〇
		変更後	A 九・〇〇 B 五七・〇〇	一〇、三二八・〇 〇、三二八・〇

一地先まで 伊達市霊山町下小国字 荒屋敷無番地先から 同 市保原町上保原字 上当築二九番一地先ま で	B 一五・〇〇 一五〇・九	六、七四二・〇
---	---------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松三島 線	河沼郡柳津町大字軽井 沢字馬場八六八番二地 先から 同 郡同 町大字軽井 沢字釜場一〇三九番六 地先まで	変更前 A 六・〇〇 一五・〇〇	変更後 B 一六・〇〇 五一・〇〇	八八六・〇	一、三六〇・〇
	河沼郡柳津町大字軽井 沢字馬場八八五番一地 先から 同 郡同 町大字軽井 沢字釜場一〇三九番六 地先まで	変更前 B 一六・〇〇 五一・〇〇	変更後 B 一一・九〇 五一・〇〇	一、三六〇・〇	一、三六〇・〇

地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小林 会津宮下 停車場線	大沼郡三島町大字大谷 字滝和合二九〇七番一 地先から 同 郡同 町大字宮下 字上ノ山二九六五番三 地先まで	変更前 A 六・五〇 九四・〇〇	変更後 A 六・五〇 九四・〇〇	一、一〇五・〇	一、一〇五・〇
		変更前 B 一〇・二〇 六七・〇〇	変更後 B 一〇・二〇 六七・〇〇	一、一〇五・〇	九三七・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字湯郷渡字米子平 二〇八番一地先から 同 郡同 町大字母畑字樋田三番 二地先まで	平成二十七年四月一日

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道常葉野川線	双葉郡葛尾村大字野川字蔵久一 九番地先から 同 郡同 村大字野川字蔵久一三 三番三地先まで	平成二十七年四月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。
平成二十七年四月十日

(相馬港港湾管理者 代表者)
福島県知事 内堀雅雄

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀雅雄

二 竣功認可の年月日 平成二十七年三月三十一日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり(第二工区)

四 免許の年月日及び番号 平成十一年八月十八日福島県指令港第三十二号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村 新地町

(「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び新地町企画振興課に備え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

福島県告示第二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

白河市のうち道場小路、鷹匠町、中町、天神町及び愛宕町の各一部の区域

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第二百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、喜多方都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

喜多方市豊川町一井のうち

字宮田の一部の区域

喜多方市塩川町源太屋敷のうち

字千刈、字稲田、字米田、字村西及び字下石橋の各一部の区域

喜多方市塩川町新江木のうち

字北原、字道西及び字上江北の各一部の区域

喜多方市塩川町新井田谷地のうち

字前田の一部の区域

喜多方市塩川町天沼のうち

字原、字新田、字米田及び字前田の各一部の区域

喜多方市塩川町遠田のうち

字六角、字寺田、字向新田、字荒屋敷、字村東、字東谷地、字廣面及び字向牧の各一部の区域

二 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名

一・四・一号 会津縦貫北道路

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

課

福島県告示第二百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津坂下都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 都市計画から除外された土地の区域

喜多方市豊川町一井のうち

字宮田の一部の区域

喜多方市塩川町源太屋敷のうち

字千刈、字稲田、字米田、字村西及び字下石橋の各一部の区域

喜多方市塩川町新江木のうち

字北原、字道西及び字上江北の各一部の区域

喜多方市塩川町新井田谷地のうち

字前田の一部の区域

喜多方市塩川町天沼のうち

字原、字新田、字米田及び字前田の各一部の区域

喜多方市塩川町遠田のうち

字六角、字寺田、字向新田、字荒屋敷、字村東、字東谷地、字廣面及び字向牧の各一部の区域

新たに都市計画に車線の数を定めた道路名

一・四・一号 会津縦貫北道路

縦覧に供する図書

縦覧に供する図書

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

査課

(都市計画課)

公 告

公告第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年四月十日

(都市計画課)

土地改良区の名称
泉崎村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 海上 一男

同 三本木 長重

同 三村 緩

同 大野 直芳

同 渡辺 力

同 大森 一郎

同 佐々木 峰男

同 中野目 次男

同 大森 弘美

同 北住 一也

就任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 一

同 海上 一男

同 三村 緩

同 星 彰一

同 西巻 勝一

同 藤原 邦男

同 佐々木 峰男

同 星 貞雄

同 大森 弘美

同 三本木 夏夫

住所

西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿一六番地

同 村大字北平山字新田二〇番地

同 村大字泉崎字榎内四五番地

同 村大字泉崎字上長峯二番地二五

同 村大字泉崎字外ノ入七六番地

同 村大字太田川字居平四五番地

同 村大字踏瀬字踏瀬四番地

同 村大字泉崎字下夏針八番地の二

同 村大字泉崎字十八夜山一番地の二〇

同 村大字北平山字堂ノ下一〇番地

住所

西白河郡泉崎村大字泉崎字中ノ内三三番地五

同 村大字泉崎字新宿一六番地

同 村大字泉崎字榎内四五番地

同 村大字泉崎字内四五番地

同 村大字泉崎字川畑二〇番地

同 村大字泉崎字狐山二番地

同 村大字太田川字居平一七番地

同 村大字踏瀬字踏瀬四番地

同 村大字北平山字堂ノ下三番地

同 村大字泉崎字十八夜山一番地の一〇

同 村大字北平山字新田二二番地

(農村計画課)

公告第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年四月十日

土地改良区の名称
大信土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 亀森 一男

同 白河市大信中新城字赤坂五六番地

住所

白河市大信中新城字赤坂五六番地

福島県知事 内堀雅雄

福島県知事 内堀雅雄

同 北野 唯道 市大信下小屋字日籠八番地
 同 高久 亨 市大信隈戸字原町五番地
 同 出田 鶴一 市大信隈戸字赤仁田一番地一一
 同 出田 幸男 市大信下小屋字宮沢一四四番地
 同 北野 勝一 市大信下小屋字後沢三一〇番地
 同 渡辺 一夫 市大信増見字外面二一八番地
 同 小松 信男 市大信増見字増見二〇三番地二
 同 薄井 潤一 市大信上新城字屋敷四一番地
 同 小針 義一 市大信下新城字若内五三番地
 同 小磯 浩 市大信下新城字寺平前五五番地
 同 鈴木 勝長 市大信豊地字飯土用七八番地
 同 永山 正美 市大信隈戸字上小屋九番地
 就任した役員
 理事 北野 唯道 住 所
 氏名 北野 唯道 白河市大信下小屋字日籠八番地
 同 北野 勝 市大信下小屋字後沢三一〇番地
 同 高久 亨 市大信隈戸字原町五番地
 同 出田 鶴一 市大信隈戸字赤仁田一番地一一
 同 出田 幸男 市大信下小屋字宮沢一四四番地
 同 小針 義一 市大信下新城字若内五三番地
 同 鈴木 節男 市大信豊地字飯土用三六番地
 同 大戸 信男 市大信増見字堂山七四番地
 同 佐藤 健一 市大信町屋字町屋二五九番地
 同 戸倉 正 市大信中新城字内屋敷八七番地一
 同 戸倉 耕一 市大信中新城字赤坂一四番地
 同 永山 正美 市大信隈戸字上小屋九番地
 同 國井 政士 市大信増見字外面八六番地

公告第七十八号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。
 平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	登録の 有効期 限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				

(農村計画課)

844	混合有機質肥料	混合有機質肥料331号	3.5	3.0	1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成30年3月23日
-----	---------	-------------	-----	-----	-----	--------------------------------------	------------	---------------------	------------

(農業総合センター)

公告第七十九号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
749	魚かす粉末	魚かす粉末	6.5	7.0	—	該当事項なし。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀1丁目6番10号	平成33年3月29日
751	蒸製骨粉	22.0蒸製骨粉	3.0	22.0	—	その他の制限事項は公定規格のとおり。	同上	同上	同上

おり。

(農業総合センター)

公告第八十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十六年十月から平成二十七年三月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

平成26年10月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	有限会社水野野物産	牛ふん堆肥	1.5	2.1	2.2	9	59	0.7	15.7	45.4	

平成26年11月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	株式会社伸ちゃん牧場	伸ちゃん牧場小野山神牧場牛糞堆肥	1.1	1.6	2.2	10	65	0.9	13.7	56.8	
たい肥	株式会社三春まちづくり公社	三春の里堆肥	0.9	1.7	1.1	11	65	0.3	17.0	53.0	

平成26年12月分

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	車田 吉成	車田堆肥	1.7	2.3	2.2	77	222	1.6	12.3	39.6	
たい肥	佐藤幸一郎	ゆうき桜岡堆肥	1.3	1.7	2.0	29	53	0.8	21.6	35.7	
たい肥	小林 知史	小林有機堆肥	0.4	0.4	1.1	20	40	0.6	17.4	49.1	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量 (農業総合センター)

公告第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画用途地域の變更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第82号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（I C） 予定数量391箱
 - (2) インクリボンカセット（I C） 予定数量177箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり459,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十日

福島県立美術館長 早川 博 明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 株式会社東北装美
 - 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十七年四月一日から同月五日まで

（総務課）